

平成 29 年 8 月 15 日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメント One 株式会社

「地球温暖化防止関連株ファンド（愛称：地球力）」

繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社の追加型証券投資信託「地球温暖化防止関連株ファンド（愛称：地球力）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還（信託終了）は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従って手続きが行われます（当ファンドの繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合、特に必要なお手続きはございません。）。

受益者の皆さまにおかれましては、本書をご確認いただき、今般の繰上償還（信託終了）につき、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由について

当ファンドは平成 18 年 6 月 30 日に設定し、円換算した MSCI Global Climate Index の動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドの連動対象である当該指数の算出が平成 29 年 12 月 29 日をもって停止されることとなりました。

このような状況に鑑み、信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることから、弊社といたしましては当ファンドを繰上償還することはやむを得ないものと判断いたしました。

2. 繰上償還（信託終了）の日程と手続きの概要について

①公告日※	平成 29 年 8 月 15 日	本手続きの対象となる受益者の確定日です。
②異議申立期間	平成 29 年 8 月 15 日～ 平成 29 年 9 月 14 日	繰上償還に反対の方のご異議を受け付けます。 2 ページ目の「 3 」をご参照ください。
③繰上償還実施判定日	平成 29 年 9 月 15 日	繰上償還を実施するか否かを判定します。 2 ページ目の「 4 」をご参照ください。
④反対者の買取請求期間	平成 29 年 9 月 21 日～ 平成 29 年 10 月 10 日	繰上償還にご異議を申し立てられた受益者の方が、 保有する受益権の買取りを請求できる期間です。 3 ページ目の「 5 」をご参照ください。
⑤繰上償還日（予定）	平成 29 年 11 月 10 日	繰上償還をすることとなった場合の、繰上償還日 です。

※ 公告は、電子公告の方法により行い、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

3. 異議申立ての方法について

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議のある受益者の方は、書面（官製はがき、封書等の書式自由）に以下①の内容をご記入のうえ以下②の宛先にご異議を申し立てください。
（繰上償還（信託終了）にご同意いただける場合、お手続きは必要ありません。）

【異議申立期間：平成 29 年 8 月 15 日～平成 29 年 9 月 14 日（必着）】

① ご記入いただく内容

a. ファンド名	b. 住所又は所在地	c. 氏名又は法人名（署名・捺印）
d. 電話番号（日中連絡先）	e. 保有口数	f. 取扱販売会社、取引店
g. 口座番号	h. 繰上償還に反対する旨	

② 宛先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング アセットマネジメント One 株式会社 投資信託ディスクロージャー部 異議申立て受付係

ご記入にあたっての注意事項

- ・当ファンドに関し、複数の販売会社・支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。
- ・上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。保有口数をご不明な場合は、その旨をご記入ください。なお、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメント One 株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報（アセットマネジメント One 株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」）に則って取り扱い、異議申立てに関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。

4. 繰上償還（信託終了）の実施の判定について

繰上償還（信託終了）の実施については、平成 29 年 9 月 15 日に異議申立ての口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施する場合>

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、平成 29 年 8 月 15 日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 11 月 10 日をもって繰上償還を行います。

<繰上償還（信託終了）を実施しない場合>

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、平成 29 年 8 月 15 日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合には、繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、平成 29 年 9 月 15 日以降速やかに公告し、かつ、当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者の皆さまに対して書面をもって交付いたします。

※ 繰上償還（信託終了）にかかる異議申立ての結果は、平成 29 年 9 月 15 日以降、アセットマネジメント One 株式会社のホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) および次ページに記載の、アセットマネジメント One 株式会社のお問い合わせ先にてご確認ください。

5. ご異議をお申立ての受益者の方の買取請求に関する手続きについて

繰上償還をすることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、保有する受益権について、当ファンドを購入された販売会社等を通じて、受託会社（みずほ信託銀行株式会社）に対し、受益権にかかる投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。買取請求期間は、平成29年9月21日から平成29年10月10日までとなります。

買取請求を行った場合の買取価額は、受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額となります。なお、受益者が受領する買取代金からは、振込手数料（税込み）および買取計算書送付のための郵送料が差し引かれます。また、買取代金の受領までには、通常のご換金請求よりも日数を要する場合があります。非課税扱いの場合を除き、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます[※]。

※ 税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取請求に関する書類は、異議申立期間終了後、ご異議を申し立てられた受益者の方に、あらかじめアセットマネジメント One 株式会社よりご送付いたします。

この買取請求手続きは、受益者の皆さまのご判断によるもので、必ず行わなければならないものではありません。

異議申立てをされたか否かにかかわらず、異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受け付けます。また、信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

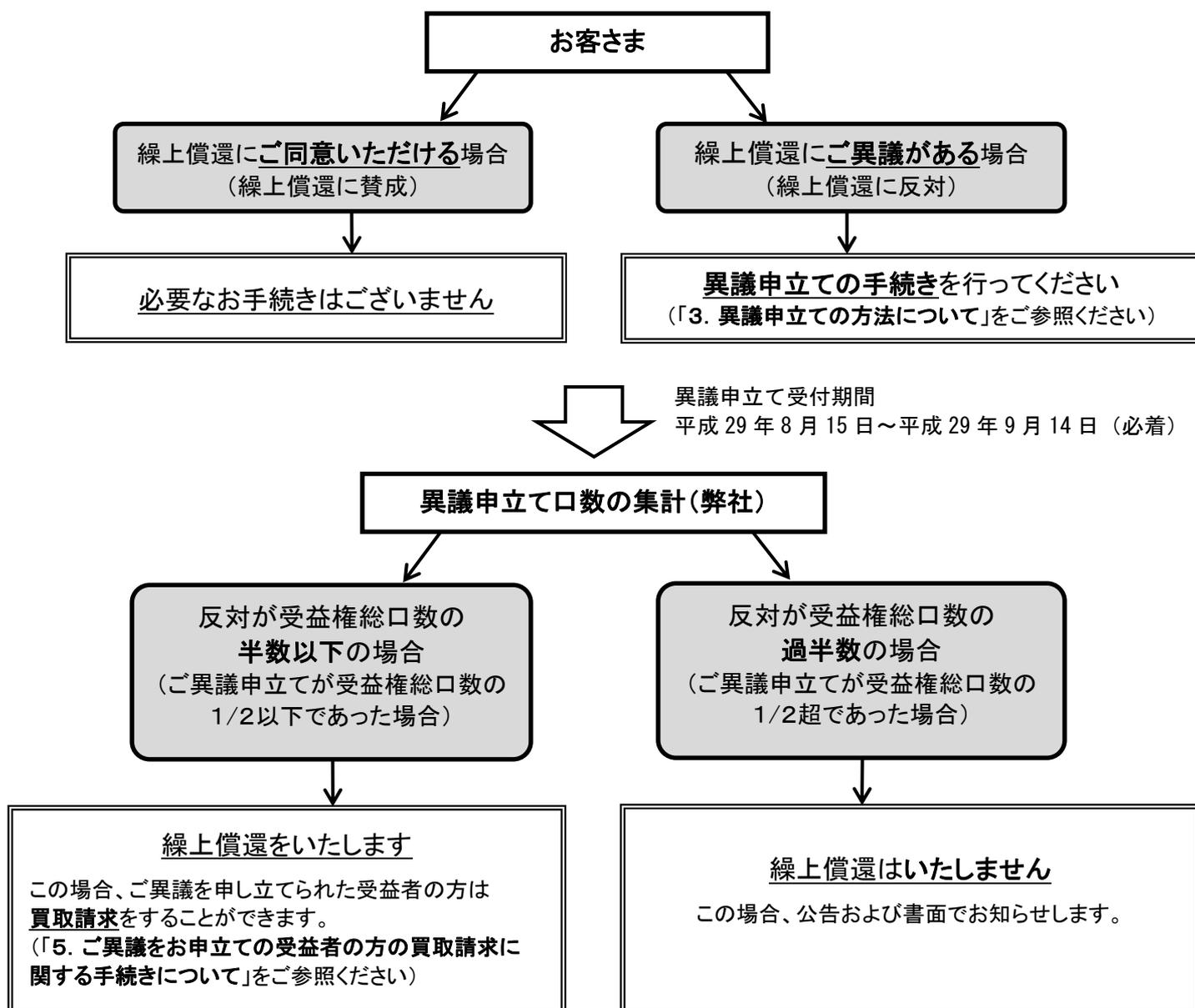
6. お問い合わせ先

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。なお、お客様の口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社
〔コールセンター〕 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

以上

<ご参考> 今後のお手続きの流れ



※ 線上償還にかかる異議申立ての結果は、平成 29 年 9 月 15 日以降、アセットマネジメント One 株式会社のホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) および 3 ページ目に記載の「6. お問い合わせ先」にてご確認ください。

償還金のお受け取りについて

線上償還をすることとなった場合、お客様が異議申し立てをされたか否かにかかわらず、線上償還日（平成 29 年 11 月 10 日）まで保有いただいたお客様には、原則として線上償還日から起算して 5 営業日目までに、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。

また、異議申立期間中・買取請求期間中ともに、取扱販売会社において通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受け付けます。（異議申立てをされたお客様は、受託会社に対し買取請求を行うことができますが、この買取請求手続きは、法令・信託約款の規定に基づく権利であり、必ず行わなければならないものではありません。）